

令和7年度

宇部市一般廃棄物処理実施計画

宇 部 市

目 次

第1章 基本的事項

1. 目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画区域	1
4. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1
5. 計画対象廃棄物	1

第2章 ごみ処理実施計画

1. ごみの分別	3
2. ごみ処理の流れ	4
3. ごみ処理施設の概要	5
4. 排出抑制・再資源化計画	6
5. 収集・運搬計画	9
6. 中間処理計画	11
7. 最終処分計画	11
8. その他適正処理	12

第3章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理計画	13
2. し尿及び浄化槽汚泥処理計画	14

第1章 基本的事項

1. 目的

本計画は、令和4年3月に策定した「宇部市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、単年度の計画として令和7年度宇部市一般廃棄物処理実施計画を定めるものです。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 計画区域

宇部市全域

4. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ (集団回収含)	埋立て ごみ	し尿	浄化槽汚泥
5 (実績)	47,027 t	2,855 t	4,502 t	204 t	9,289 kl	28,474 kl
7 (計画)	44,830 t	3,202 t	5,410 t	166 t	9,808 kl	28,240 kl

5. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-1に示すとおり一般廃棄物(ごみ・生活排水)とします。

なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表1-2に示すとおりとします。

第2章 ごみ処理実施計画

1. ごみの分別

本市のごみ分別区分は、ごみステーションに出せるごみ（図表 2-1）及びごみステーションに出せないごみ（図表 2-2）のとおりとなっています。

また、古紙やびん・缶、ペットボトルなどを年末年始を除き 24 時間いつでも出せる「資源ごみ拠点回収施設」を市内 2 カ所に設置しています（図表 2-3）。

◆図表 2-1 ごみステーションに出せるごみ

分別区分		具体的な品目	本計画での名称		
月・水・金の燃やせるごみ		台所ごみ、保冷剤、紙おむつ、紙ごみ、草や枝、木製品 など	燃やせるごみ		
月 1 回収集の燃やせるごみ		布・繊維・革製品、寝具、衣類、ぬいぐるみ、はきもの類、鞆類、カセットテープ など			
燃やせないごみ		小型電化製品、金属製品、ガラス・陶磁器類、プラスチック製品 など	燃やせないごみ		
危険ごみ		乾電池、ライター、蛍光灯、水銀使用の体温計			
資源ごみ	プラスチック製容器包装	ポリ袋・チューブ・ボトル類、ふた・キャップ類、食品トレー・パック類など	資源ごみ	プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	飲料水・酒・ジュースなどのペットボトル		ペットボトル	
	びん・缶	飲み物・食品の缶、スプレー缶、飲み物・油・調味料・化粧品などのびん		びん・缶	
	紙製容器包装	箱・ケース類、包装紙・紙袋類、台紙・中仕切り類、紙パック類		紙製容器包装	
	古紙	新聞紙		新聞紙、広告紙	古紙
		雑誌・雑がみ		雑誌、写真集、教科書、コピー用紙、ノート、はがき など	
段ボール		段ボール			

◆図表 2-2 ごみステーションに出せないごみ

分別区分	具体的な品目	本計画での名称
埋立てごみ	土砂、がれき、コンクリート、ブロック、石、瓦、ボウリングの玉 など	埋立てごみ
粗大ごみ (長さ 1m、幅 50cm、奥行 50cm、重さ 10kg を超える物)	机、食器棚、ベッド、畳、タンス、サイドボード、自転車、テーブル、鏡台、ステレオ、オルガン、電気こたつ など	粗大ごみ
一時多量ごみ	引越しごみ、大掃除ごみなど一度に大量に出されるごみ	一時多量ごみ

◆図表 2-3 拠点回収

拠点回収場所	具体的な品目
新町資源ごみ拠点回収施設	「びん・缶」、「ペットボトル」、「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「紙製容器包装」、「段ボール」、「シュレッダー紙」
黒石ふれあいセンター 北側資源ごみ拠点回収施設	

2. ごみ処理の流れ

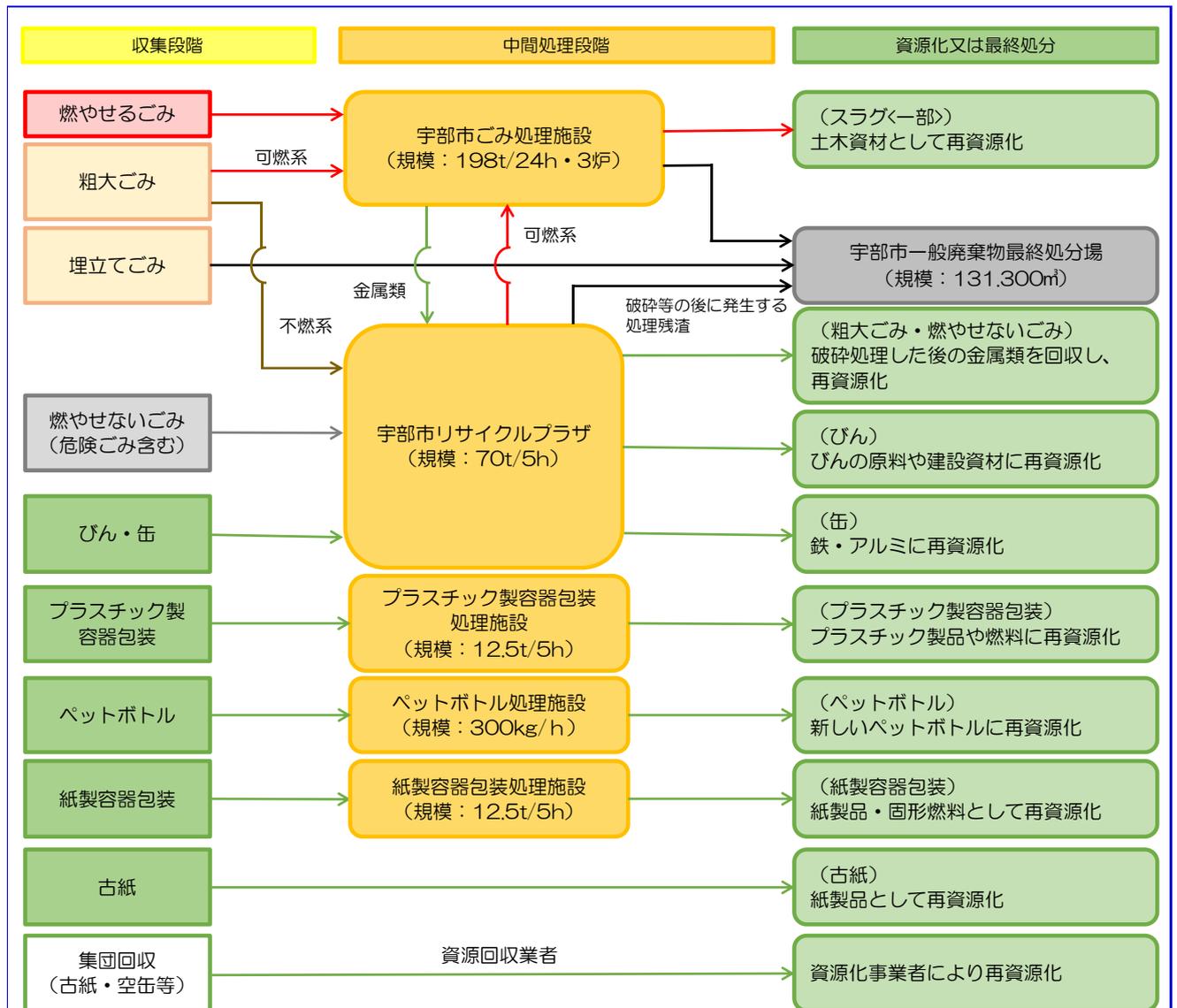
本市内から排出されたごみは、本市が管理運営するごみ処理施設に搬入され、中間処理、一時保管等を行った上で再資源化等を行っています。

燃やせるごみは、宇部市ごみ処理施設で焼却処理した後、溶融スラグの一部は再資源化、焼却残渣は宇部市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

燃やせないごみや粗大ごみ、びん・缶は宇部市リサイクルプラザで破碎・選別処理のうえ、金属類やガラス類の資源物回収とごみの減容化を行い、不燃性残渣は宇部市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

その他の資源ごみは、圧縮・梱包等の処理をし、一時貯留したのち業者に引き渡して資源化しています。

◆図表2-4 ごみ処理フロー



3. ごみ処理施設の概要

宇部市のごみ処理施設は、いずれも本市南部沿岸の工場地帯に立地しています。各施設の名称等は図表 2-5 に示すとおりです。

◆図表 2-5 施設の概要

名 称	宇部市ごみ焼却場
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理能力	198t/日 (66t/24h×3炉)
処理方式	流動床式ガス化溶融方式 (廃熱ボイラ付)
竣 工 年	平成15年2月
備 考	ごみ発電に係る出力規模 (4,000kW)

名 称	宇部市リサイクルプラザ
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理能力	70t/5h (粗大ごみ系45t、資源ごみ系25t)
処理方式	選別・破碎・圧縮処理
竣 工 年	平成7年3月

名 称	宇部市圧縮梱包施設
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理能力	300kg/h (ペットボトル)、12.5t/5h (プラスチック製容器包装)、 12.5t/5h (紙製容器包装)
処理方式	圧縮梱包
竣 工 年	ペットボトル：平成11年3月 プラスチック製容器包装・紙製容器包装：平成13年3月

名 称	宇部市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	宇部市大字沖宇部525番地124等の地先公有水面
埋立面積	93,726m ²
埋立容量	131,300m ³
埋立場所	海面埋立
処理方式	片押し工法
竣 工 年	平成20年11月
備 考	浸出水処理：下水道放流

4. 排出抑制・再資源化計画

ごみの減量化及び資源化、適正なごみ処理を推進するため、図表 2-6 に示す取組を行います。

◆図表 2-6 施策体系

基本方針	基本施策
1. 3Rの推進	①市民・事業者の意識向上
	②ごみ減量のための行動の推進
	③事業系ごみ減量の推進
	④資源物の有効活用の推進
	⑤バイオマスの利活用
	⑥生ごみ・食品ロス対策
	⑦プラスチック資源循環の推進
2. 適正なごみ処理の推進	①収集・運搬計画
	②中間処理計画
	③最終処分計画
	④その他適正処理

3Rの推進（基本方針1）

3R【Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）】の推進による資源の有効活用や市民・事業者への意識啓発を図るとともに、食品ロス削減やプラスチックの資源循環への取組を含め、特に燃やせるごみの削減に向けた実効性のある取組を進めます。

① 市民・事業者の意識向上

個別施策
○各種メディアや各種イベントによる啓発や情報発信
○宇部市リサイクルプラザの活用による市民啓発
○環境学習の推進
○市民・事業者との協働体制の推進
○連携協定活用による市民意識の向上

② ごみ減量のための行動の推進

個別施策
○ごみを出さない消費行動の推進
○リユースの促進
○資源ごみの拠点回収利用の促進
○集団回収の推進
○先進事例の情報収集
○指定ごみ袋制度の見直し（有料化）の検討

③ 事業系ごみ減量の推進

個別施策
○事業者へのごみ減量指導、協力要請
○事業者との協働によるごみ減量の推進
○ごみ処理施設の監視体制の強化

④ 資源物の有効活用の推進

個別施策
○ごみの分別徹底
○ペットボトルの水平リサイクル
○古着・古布のリサイクル
○雑がみのリサイクル
○小型家電のリサイクル
○大学、民間企業等との連携

⑤ バイオマスの利活用

個別施策
○家庭系廃食用油のリサイクル
○草木類のリサイクル

⑥ 生ごみ・食品ロス対策

個別施策
○生ごみの減量
○食品ロス対策

⑦ プラスチック資源循環の推進

個別施策
○プラスチックごみの削減
○プラスチックの資源循環利用

適正なごみ処理の推進（基本方針 2）

社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築するとともに、中間処理施設、最終処分場などの施設を適正に維持管理します。

5. 収集・運搬計画

(1) 処理主体

ごみ処理の主体を「排出段階」、「収集・運搬段階」、「処理・処分段階」の3段階に分け、図表 2-7 に示します。

◆図表 2-7

ごみ種類	排出段階	収集・運搬段階	中間処理段階	最終処分段階
燃やせるごみ	市民 事業者	〔収集・運搬〕 市・委託業者 許可業者 〔直接持込み〕 市民 事業者	市 許可業者	市
燃やせないごみ				
資源ごみ				
埋立てごみ				

(2) 収集・運搬計画

家庭から排出されるごみの収集・運搬はステーション方式とし、事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の収集・運搬許可業者によるものとします。

家庭系ごみのうち、ごみステーションに出されるごみは、直営及び委託の収集体制とし、粗大ごみ・一時多量ごみは、自らが搬入するか直営及び許可業者での収集とします。

ごみの出し方は、「月・水・金の燃やせるごみ」は専用の指定袋での排出とし、その他のごみについては、無色透明袋（45ℓ以下）での排出とします（古紙・紙製容器包装を除く）。

また、ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方々に対して、戸別に玄関先にて無料で収集する「ふれあい戸別収集」を実施します。

◆図表 2-8 収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	排出容器	排出場所
月・水・金の燃やせるごみ		週3回	直営・委託	指定袋	ごみステーション
月1回収集の燃やせるごみ		月1回	委託	無色透明袋 45ℓ以下	
燃やせないごみ		月1回	委託		
危険ごみ		月1回	委託		
資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	直営・委託		
	ペットボトル	月1回	直営		
	びん・缶	月1回	委託		
	紙製容器包装	月1回	委託	ひもで十字 に縛る	
	古紙	新聞	月1回		
雑誌					
段ボール					
粗大ごみ・一時多量ごみ		随時	直営・許可	-	戸別収集

注) 船木・万倉・吉部地区の収集形態はすべて委託

(3) 高齢化社会等への対策

高齢者のみの世帯の増加により、ごみステーションまでのごみ出しが困難になる高齢者が増えています。本市では、ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方に対して、関係部局とも連携を図りながら、戸別に玄関先でのごみ収集を無料で実施します。

◆図表 2-9 ふれあい戸別収集の概要

対象者	概ね 65 歳以上の方のみの世帯や障害者の方のみの世帯で、日常的に出るごみをごみステーションまで出すことが困難であり、戸別収集が必要な方。
利用料	無料
利用方法	事前申込（戸別収集の対象になるかどうか調査が必要なため）

(4) ごみステーションに関する施策

本市では、「宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、ごみステーションからのごみの持ち去り行為を禁じています。警察と連携しながら、各地区のごみステーションを定期的にパトロールし、持ち去り行為を発見した場合は、その者に対して指導を行います。

また、ごみステーションの美化及びごみ収集の効率化、また、不法投棄の防止対策として実施する事業に対して、設置補助を行います。

6. 中間処理計画

(1) 中間処理方法

ごみの減量・再資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続して中間処理を行います。
ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとします。

(2) スラグと焼却飛灰のリサイクル

宇部市ごみ処理施設から出るスラグ(※1)の一部は、アスファルトやコンクリート二次製品の原料として民間事業者で活用されています。また、基幹改良工事により、焼却飛灰をセメント原料化や山元還元(※2)などのリサイクルを行っています。

※1スラグ：焼却の際に発生する灰を高温溶融した後、冷却固化されたガラス状の固形物質

※2山元還元：焼却飛灰から重金属を回収し、再利用すること

(3) 既存施設の今後の整備方針

ごみ焼却施設は、一般的に他の中間処理施設よりも耐用年数が短く、施設の更新に膨大な経費を要するため、令和2年度から令和5年度末までの4年間で延命化工事を実施し、最低10年間の延命を図りました。一方で、宇部市リサイクルプラザや圧縮梱包施設は、焼却施設と異なり熱や腐食性ガスなどによる設備機器への負荷が少なく、早急な更新は必要ない状態であるため、適切な補修工事を継続することで、適正な処理を維持します。

なお、近い将来、全ての施設において更新等が必要となるため、新たな一般廃棄物処理施設の方向性については、令和5年度に策定した宇部市ごみ処理施設整備基本構想に定めています。

7. 最終処分計画

(1) 最終処分方法

不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容による最終処分の最小化を進め、現有処分場の延命化に努めます。また、適正な維持管理を継続し、周辺環境の保全に努めます。

これまで埋立処分していた焼却飛灰について、令和5年度からセメント原料化や山元還元などのリサイクルを行うことにより、最終処分量の減量化を図っています。

(2) 最終処分場の適正管理

現在供用中の最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。

本市では、浸出水（廃棄物と雨水が接触して発生する汚水）は下水道処理施設にて処理を行っていることから、これを継続することにより周辺環境保全に努めます。

8. その他適正処理

(1) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、定期的な監視パトロールを行うとともに、山口県宇部環境保健所や警察等と連携して不法投棄の監視を行います。また、土地管理者に対し、不法投棄防止のための助言・指導を行います。

不法投棄の防止対策として自治会が設置する看板等に対して、設置補助を行います。

(2) 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

(3) 災害廃棄物対策

本市では、平成 30 年度に災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時の迅速な対応を行うため、具体的なマニュアルの整備や、県、近隣市町や関係団体との総合的な支援連携強化に努めています。また、災害時に発生する大量で多様な災害廃棄物は、できるだけ速やかに回収することで公衆衛生を維持するものとし、公有地等を利用して、一次・二次仮置場を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとし、本市単独では対応できない場合も想定されるため、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

(4) 在宅医療廃棄物対策

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関と連携を図り安全な排出方法を指導してもらうなど、適正処理を推進します。具体的には、注射針等の鋭利な物や感染性のあるものは、医療機関で回収し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として適正処理します。

(5) 感染症発生時の対策

感染症の拡大などの非常時において、清掃事業を継続するための体制整備とごみ処理施設で従事する職員の安全対策の強化のため、施設内における感染防止対策と事業継続計画の検証を行います。

第3章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理計画

公共下水道事業、農業集落排水事業の整備の推進及び合併処理浄化槽設置整備事業の促進により、生活雑排水未処理世帯の水洗化に努めます。

◆図表 3-1 汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率 (単位：人)

項目	令和5年度(実績)	令和7年度(計画)
行政区域内人口	157,508	158,946
計画処理区域内人口	157,508	158,946
汚水衛生処理率	93.6%	91.8%

◆図表 3-2 し尿及び生活雑排水処理施設(公共下水道処理施設)

名称	所在地	処理開始	計画処理能力
東部浄化センター	宇部市大字沖宇部字沖ノ山 5272番地3	昭和37年9月	43,800 m ³ /日
西部浄化センター	宇部市大字藤曲字沖土手下 2449番地1	昭和36年5月	32,500 m ³ /日
楠浄化センター	宇部市大字船木字椿本及び字四 郎丸田	平成12年11月	1,800 m ³ /日

※東岐波地域の一部は、山口市の施設で処分

◆図表 3-3 し尿及び生活雑排水処理施設(農業集落排水処理施設)

名称	所在地	処理開始	計画処理能力
下小野地区 クリーンセンター	宇部市大字小野字山根 8293番地1	平成8年11月	297 m ³ /日
花香地区 クリーンセンター	宇部市大字小野字上神田 10054番地	平成13年3月	416 m ³ /日
吉部排水処理場	宇部市大字東吉部	平成16年4月	324 m ³ /日

◆図表 3-4 し尿及び生活雑排水処理施設(合併処理浄化槽人口) (単位：人)

令和5年度(実績)	令和7年度(計画)
22,340	25,377

2. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿については宇部市が委託する業者、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を行うこととし、市の施設で全量を衛生的に処分します。

◆図表 3-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

一般廃棄物の種類	収集方法	収集回数	収集方法	搬入先
し尿	定期	月 1 回	個別収集 (委託業者)	宇部市環境保全センター し尿処理場
浄化槽汚泥	清掃時	年 1 回以上	個別収集 (許可業者)	宇部市環境保全センター し尿処理場

(2) し尿及び浄化槽汚泥の前処理

し尿と浄化槽汚泥の前処理(除渣)を行い、公共下水道処理施設(東部浄化センター)に投入しています。

◆図表 3-6 し尿及び浄化槽汚泥の前処理

施設名	所在地	処理開始	処理方式	処理能力
宇部市環境保全センターし尿処理場	宇部市大字沖宇部字沖ノ山 5272番地4	昭和 60 年 3 月	下水道投入方式 好気性消化処理方式	150 kℓ/日